# えるぼし認定・プラチナえるぼし認定について

### 認定の概要

- ① 企業が女性活躍推進法に基づいた一般事業主行動計画の策定・届出を行い、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に認定します。認定の段階は、「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績にかかる基準」を満たした数に応じて3段階あります。
- ② プラチナえるぼし認定は、えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に認定をします。
- ③ 基準に適合しなくなったと認められたり、女性活躍推進法に違反したりした等の場合に、認定取消しの対象となる。

# えるぼし (3段階目)

・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準**の全てを満たし、その実績を**「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。



- ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から 当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推 進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善し ていること。

#### えるぼし (1段階目)



- ・えるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
- ・満たさない基準については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から 当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推 進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善し ていること。

#### プラチナえるぼし



- ・策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、**当該行動計画に定めた目** 標を達成したこと。
- ・男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※)
- ・プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしている こと(※)
- ・女性活躍推進法に基づく情報公表項目(社内制度の概要を除く。)のうち、 8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※)
  - (※) 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要

## 認定実績(令和7年2月末時点)

えるぼし認定企業 3382社 プラチナえるぼし認定企業 73社

## 認定企業への優遇措置

- ◆商品や広告等へのマーク使用
- ◆公共調達の加点評価
- ◆日本政策金融公庫による融資制度